

第 22 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 4 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から午後 2 時 52 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	棚	範貴
	2 番	小林	信也
	3 番	山下	浩昭
	4 番	橋本	浩弥
	5 番	西田	利幸
	6 番	中村	富士男
	7 番	田村	信夫
	8 番	高野	英一
	9 番	佐藤	雅典
	10 番	森	勤子
	11 番	帰山	茂義
	12 番	井田	留吉
	13 番	澤邊	佳範
	14 番	佐藤	悦啓
	15 番	高橋	孝二
	16 番	多田	篤
	17 番	黒田	龍司
	18 番	田	正宏
	19 番	渡邊	ひろ子
	20 番	佐久間	博孝
	21 番	湯佐	茂雄
	22 番	松本	誠

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
- 第 2 号 令和 4 年度十勝農業委員会連合会通常総会について
- 第 3 号 令和 4 年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について
- 第 4 号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第 5 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第 6 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	石塚 瑤人

6 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。 議事録署名委員に20番佐久間委員、21番湯佐委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告は、特にございません。
議長	次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。 事務局から報告をいたします。
事務局長	報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和4年4月1日付けの人事異動でございます。 農業委員会忠類支局長、高橋宏邦が忠類総合支所保健福祉課長へ異動となりました。また、同支局長につきましては、農業委員会事務局長の川瀬康彦が兼務することとなっております。 以上、報告の内容と説明とさせていただきます。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「令和4年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。

会長 私の方から報告いたします。
報告第2号資料1、通常総会議案の写しをご覧ください。
今月18日、令和4年度十勝農業委員会連合会通常総会が帯広市とから館で開催され、私が出席してまいりました。
議案審議では、報告第1号「令和3年度事業報告について」から議案第7号「令和4年度全国農業委員会会長大会等（案）について」までの報告3件、議案7件の全てについて承認、決定されました。
令和4年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります、本町につきましては他の市町村と同様、前年度予算額から負担額が増えているところであり、耕地面積割、経営体割合わせて、前年度予算額から3千円増の26万4千円と改められたところであります。
また、議案第6号の十勝農業委員会連合会の重点要請についてであります、全体にわたって本農業委員会からの要請が織り込まれていること、さらに、20ページにあります、項目9の世界情勢をめぐる農業への影響について、21ページにあります、項目10の改正農業経営基盤強化促進法についての2つの項目が、現下の情勢に鑑みて追加となっているところであります。
なお、12ページから22ページにわたって記載されている要請文をもって、5月31日から6月1日の2日間、東京で北海道選出の国会議員等へ要請活動等を行うものであります。
皆様には、後ほど当該資料を詳しくご覧いただきたいと思います。
以上で報告とさせていただきます。

議長 報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「令和4年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について」を議題といたします。

事務局から報告いたします。

事務局長 報告第3号、令和4年度地区別農業委員会会長、事務局長会議についてご報告申し上げます。

今月18日、帯広市とから館において、北海道農業会議主催により地区別農業委員会会長、事務局長会議が開催され、谷内会長と私が出席いたしました。

それでは、報告第3号資料1をご覧くださいと思います。

資料を1枚めくっていただきまして、右側のページにあります、令和5年度農業政策・予算に関する要望書（原案）とありますが、北海道農業会議では、先ほど会長から十勝農委連における要請活動について説明がありましたとおり、毎年5月末に開催されます全国農業委員会会長大会に合わせて、北海道選出の国会議員に対し要請活動を行っております。当該要請に向けてでございますが、

	各地方農業委員会連合会における検討を踏まえまして、北海道農業会議で修正後、内容を決定しているところであります。 要望の原案につきましては、1ページめくっていただき、55ページから73ページまで、大きく7項目について記載されております。皆様には後ほどご一読いただきたいと思います。 なお、今年度の要請活動は、5月31日から6月1日の2日間で実施される予定でございます。 次に、農業者年金の加入促進と制度改正についてであります。過去に総会や農業委員会だより等で周知をしているところであり、本日の説明は割愛させていただきます。 つきましては、当該資料の93ページから99ページにかけまして記載してございますので、こちらもまた、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。 次に、農業委員等への女性の登用推進に向けた具体的取組についてでございますが、103ページをお開きいただきたいと思います。 中段の(2)、令和2年12月25日に閣議決定されました「第5次男女共同参画基本計画」に伴う成果目標が掲げられておりまして、農業委員に占める女性の割合を、令和7年度を目途に30%を目指すこととなっているなど記載されているところであります。114ページまで関係取組などが記載されております。 次に、116ページから119ページにつきましては、北海道農業会議に関する会議・研修会等の予定表をお示ししてございますので、以前に幕別町の年間計画をお示しましたが、そちらと照らし合わせて後ほどご覧いただきたいと思います。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議長	報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第4号の説明をいたします。
事務局	報告第4号、農地所有適格法人報告書の受理について、株式会社畑中農園ほか、計3法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第4号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長	次に、報告第 5 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第 5 号 1 番から 3 番の説明をいたします。
事務局	報告第 5 号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は、議案書 2 ページから 3 ページの、今月 14 日及び 15 日に町公社が利用調整を行った 3 件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第 5 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。
議長	次に、報告第 6 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第 6 号 1 番、2 番の説明をいたします。
事務局	報告第 6 号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。 案件は、議案書 4 ページの 2 件でございます。 今月 19 日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第 6 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 6 号を終わります。
議長	次に、議案第 1 号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第 1 号 1 番から 10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 1 号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第 18 条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第 1 号 1 番から 10 番について、議案書をもとに朗読】

	1 番から 2 番及び 8 番の案件は売買、3 番から 7 番の案件は借換え、9 番から 10 番の案件は利用調整のため解約するものです。 農地法第 18 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りをいたします。 議案第 1 号 1 番から 10 番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 1 番から 10 番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第 2 号 1 番、2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。 【議案第 2 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 2 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませ

んか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号3番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって、議案第2号3番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号9番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから8ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

23番

23番説明します。これらの案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号9番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号9番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ペー

ジのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号17番、18番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号19番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号19番は原案のとおり決定いたしました。

た。

議長

次に、議案第2号20番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第2号20番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号20番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号21番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号21番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第2号22番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号22番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。この案件は、今月14日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号22番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 1 番は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 3 号 2 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 2 番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 13 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 3 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 2 番は、原案のとおり決定いたしま

した。

議長

次に、議案第3号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号6番、7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番、7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えでございますので、周辺農地への影響がないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号6番、7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号6番、7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号8番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 帰山委員退席)

議長 それでは、議案第3号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号8番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は帰山委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

本件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号8番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 帰山委員着席)

議長

次に、議案第3号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号10番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番	13番説明いたします。この案件は親子間の生前贈与ですので、周辺農地への影響はないと考えております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。 なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。 【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、砂利採取を目的とする転用であります。 農地区分は、農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。 なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。 議案の説明は以上です。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、砂利採取を目的とする転用であります。 農地区分は、農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。 なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、今月19日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので、審議を求めます。

	【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 19 日に佐藤悦啓委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	本日の議案は以上であります。 これをもちまして、第22回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。